

佐賀県告示第 219 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 5 年 10 月 27 日から施行する。

令和 5 年 10 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン（通称名：3-MMA、3-Methylmethamphetamine）及びその塩類
- (2) 化学名 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン（通称名：N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone）及びその塩類
- (3) 化学名 N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-4en-PINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため